

平成 30 年度 高度実践看護師教育課程申請手続き

平成 30 年度申請手続き（専門看護師 26・38 単位，ナースプラクティショナー 46 単位申請用）

高度実践看護師教育課程の認定等を申請する機関は、高度実践看護師教育課程認定規程および細則に則り、以下の書類と所定の審査料の振込控（コピー可）を添えて、看護系大学協議会事務局までご提出下さい。

審査対象となる教育課程は、当該大学の学則や履修規程等において「高度実践看護師の教育課程であること」が明示されている必要があります（日本看護系大学協議会高度実践看護師教育課程認定規程第 4 条(1)）。

ただし、専門看護師 26 単位は、平成 26 年度で新規申請を、平成 27 年度で再申請を終了しています。専門看護師 26 単位の更新申請、および科目の追加・科目内容・科目単位の変更は、平成 31 年度(2019 年度)まで受け付けます。更新等年度の前年度に申請し、平成 32 年度（2021 年 3 月）までが有効期間となります。

1. 申請年度

申請年度については、以下のとおりです。

- 1) 大学院の設置認可を受けていることが申請の要件となります。
- 2) 専攻教育課程の開設を希望する年度の前年度に申請してください。〔但し、新設大学院を除く。以下 3) を参照〕
 - * 例えば、平成 31 年度に専攻教育課程として開設を希望する大学院は、平成 30 年度に申請し、認定された場合、平成 31 年度から専攻教育課程が開始になります。
 - * 添付資料のシラバス等については、平成 31 年度に開講予定のもので、審査対象科目の具体的な教育内容を含んでいることが求められます（電子媒体のみで学生へ提示し、実物の冊子として存在しない場合は、該当箇所をプリントアウトしたものを提出して下さい）。
- 3) 新設大学院において、同時に高度実践看護師教育課程として開設を希望する場合は、大学院を開設した年度に専攻教育課程を申請して下さい。
 - * 例えば、平成 30 年 4 月に開設した新設大学院において、大学院開設と同時に専攻教育課程の開設を希望する場合は、平成 30 年度に専攻教育課程の審査申請をして下さい。
 - * 添付資料のシラバス等については、平成 30 年度に開講しているもので、審査対象科目の具体的な教育内容を含んでいることが求められます（電子媒体のみで学生へ提示し、実物の冊子として存在しない場合は、該当箇所をプリントアウトしたものを提出して下さい）。
- 4) 再申請の場合
 - * 専攻教育課程の審査において認定されなかった場合は、いずれの場合でも、再度、専攻教育課程の開設を希望する年度の前年度に申請して下さい。

また、申請する年度に、すでに学生が在籍している場合、上記 2) 4) については、申請した年度の翌年 4 月からの課程認定になりますので、認定年度以前に在籍していた学生については、単位取得後に受験資格審査を受ける手続きが必要になります。

上記 3) の新設大学院においては、開設 1 年目に申請が行われ教育機関として認定された場合、1 年目に 1 年次学生として在学していた院生に限り、課程認定とすることができます。

5) 有効期間

上記 2) 3) いずれの場合でも、専攻教育課程開設年度から 10 年間は認定の有効期間となります。

*申請に際しては、高度実践看護師教育課程認定委員会で事前相談を行っていますので、お問い合わせください。特に、大学院開設と同時に高度実践看護師教育課程の開設を希望する場合には、大学院の認可申請の準備をする際に、上記委員会にも同時にご相談ください。その場合は、余裕を持って、お問い合わせください。

2. 募集期間

平成30年7月1日（日）～7月31日（火）（必着）

*この期間以外は原則的に受け付けませんのでご注意ください。

3. 申請書類・添付資料

申請書類・添付資料については、以下の「申請書類・添付資料一覧、届け出書」をご参照のうえ、指定の様式がある場合はそれに沿って作成して下さい。

様式は、日本看護系大学協議会ホームページ

(<http://www.janpu.or.jp/activities/committee/point/>)よりダウンロードすることもできます。

	専門看護師38単位	専門看護師26単位	ナースプラクティショナー46単位
新規・再審査申請	P55-56	-	P163-164
更新審査申請	P56	P149	P164
科目の追加・科目内容・ 科目単位の変更審査申請	P57	P150	P165
大学・研究科・教育課程・ コース・科目名の変更届け出	P57	P150	P165

【申請書類提出についてのお願い】

- ・申請書類等はA4縦サイズに整え、左端に2穴を開けてファイルで綴じてご提出下さい。
- ・共通科目の申請書類等は、事務局保存用として全ての申請科目の必要書類を綴じたファイルを1部作成し、表紙と背表紙に「大学院名」と「事務局保存用」と明記して下さい。また、審査用として個々の科目の必要書類を綴じたファイルを2部ずつ作成し、表紙と背表紙に大学院名と申請科目名を明記して下さい。
- ・専攻教育課程の申請書類等は、6部作成し、表紙と背表紙に「大学院名」と「専攻教育課程名」を明記して下さい。うち1部は事務局保存用として、表紙と背表紙に「事務局保存用」と明記して下さい。
- ・事務局保存用ファイルの1枚目に、事務連絡先(担当者名、電話番号、メールアドレス、住所)を明記して下さい。
- ・適宜、項目ごとに仕切りカードを入れ、インデックスを付けるなどして下さい。
- ・学則や履修規程等において、高度実践看護師の教育課程である旨について明記されている箇所にマーキングをし、付箋をして下さい。
- ・複数大学院による高度実践看護師教育課程の場合は、共同、連合、または連携する大学院等を明示した協定書等の写しを提出して下さい。
- ・書類の発送にあたっては、提出書類に不備がないか確認表にてご確認のうえ、チェック済みの確認表を同封して下さい（確認表はホームページよりダウンロードできます）。

4. 審査料

下記一覧表にて金額をご参照のうえ、下記の日本看護系大学協議会会費納入口座に振り込み、振り込み控え（コピー可）を申請書類に添えて提出して下さい。電子振込等で納入控がない場合には、任意の書式で金額および納入日時について記載した文書を添付して下さい。

請求書が必要な場合には、日本看護系大学協議会事務局にご連絡ください。

金額について不明な場合は、事前に事務局までお問い合わせください。

高度実践看護師教育課程認定審査料一覧

申請種類	審査料
新規申請（共通科目） ※大学として初めて申請する場合	108,000円（税抜10万円） （1大学につき）
新規申請（専攻教育課程） ※大学として初めて申請する場合、もしくは既に他の専攻教育課程が認定を受けていて異なる専攻教育課程を申請する場合	1専攻教育課程につき 108,000円（税抜10万円）
再申請（共通科目）	申請科目数×21,600円 （税抜20,000円）
再申請（専攻教育課程）	1専攻教育課程につき 108,000円（税抜10万円）
更新申請（共通科目）	108,000円（税抜10万円） （1大学につき）
更新申請（専攻教育課程）	1専攻教育課程につき 108,000円（税抜10万円）
共通および専攻教育課程の科目の追加・科目内容の変更、科目単位の変更による申請	1科目につき21,600円 （税抜20,000円）
大学・研究科・教育課程・コース・科目名の変更の届け出 認定期間中の辞退届	無料

<振込先>できるだけ郵便振替をご利用下さいますようお願い致します。

<p>●郵便振替</p> <p>口座名称：一般社団法人 日本看護系大学協議会</p> <p>口座番号：00140-3-688456</p>	<p>●銀行振込</p> <p>銀行名：三井住友銀行 神田駅前支店</p> <p>口座種別：普通預金</p> <p>口座番号：1768867</p> <p>口座名称：一般社団法人 日本看護系大学協議会</p>
---------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------

5. 申請書類の提出先

宅配便またはゆうパックにて、下記まで送付下さい。

〒101-0047 東京都千代田区内神田2-11-5 大沢ビル 6階
一般社団法人 日本看護系大学協議会事務局
TEL：03-6206-9451/FAX：03-6206-9452

6. 申請、および審査のスケジュール

時期	JANPU 事務局・APN 事務局	申請校
申請前	事前相談の対応 共通科目：APN 認定委員会委員長等 専攻教育課程： 各専門分科会委員長・副委員長 事務的な内容： JANPU 事務局・APN 事務局	事前相談
7月1日～7月31日	申請受付	申請
8月中旬	申請書類チェック 不備がある場合修正依頼	追加修正書類の提出
9月中～下旬	第1回 APN 教育課程認定委員会 共通科目の審査 必要に応じ追加修正依頼	追加修正書類の提出
9月中旬～11月	各専門分科会開催 専攻教育課程の審査 必要に応じ追加修正依頼 専攻教育課程の再審査 必要に応じ再修正依頼	追加修正書類の提出 再追加修正書類の提出
12月中旬	第2回 APN 教育課程認定委員会 共通科目の再審査 必要に応じ再修正依頼	再追加修正書類の提出
1月初旬	第3回 APN 教育課程認定委員会 共通科目・専攻教育課程の審査確定	
1月下旬～2月初旬	審査結果通知と認定表提出依頼	認定表（様式6-7）の提出
2月中旬	認定証発行 文部科学省・日本看護協会等関係機関への通知	認定証（様式4）受領
3月下旬	次年度教育課程基準・審査要項発行 次年度高度実践看護師教育課程申請の説明会	
次年度4月		認定された教育課程の開始

7. 審査結果の通知

平成31年2月末日までに、申請者宛に通知いたします。審査状況および結果について、途中の問い合わせには応じられませんのでご了承下さい。

8. 申請についての問い合わせ先

一般社団法人 日本看護系大学協議会高度実践看護師教育課程認定委員会
(高知県立大学看護学部内)

委員長 中野綾美

事務局 田井雅子／有田直子

E-Mail : janpu-cns1@cc.u-kochi.ac.jp

Fax : 088-847-8810(直通)

※なるべくメールでのお問い合わせをお願いいたします。

※下記、日本看護系大学協議会のHPに、高度実践看護師教育課程認定審査に関するQ&Aが掲載されておりますので、ご確認ください。

<http://www.janpu.or.jp/download/pdf/faq.pdf>

※上記事務局は、平成30年6月18日（月）の定時社員総会までとなります。

それ以降の事務局は、総会後に日本看護系大学協議会HPでお知らせします。